

発注情報詳細等

件名

「令和 7 年度災害共済給付金支給データ等作成業務委託」

(令和 7 年 4 月 30 日公表分)

横浜市教育委員会事務局学校教育部  
人権健康教育課

## 発注情報詳細等　目次

令和7年度災害共済給付金支給データ等作成業務委託の入札について	・・1
発注情報詳細（物品・委託等）	・・2
設計書・仕様書等	・・3
委託契約書・約款等	・・18
質問書等	・・33

## 令和7年度災害共済給付金支給データ等作成業務委託の入札について

横浜市教育委員会事務局学校教育部人権健康教育課

- 1 競争入札に付する事項  
別添設計図書のとおり
- 2 設計図書《仕様書》等に関する質問
  - (1) 方法  
入札参加者は、設計図書等に質問があり、回答を求める場合には、令和7年5月9日（金）午後5時00分（必着）までに、別紙「質問書」様式に準じて質問項目を人権健康教育課に、電子メールにて提出してください。
  - (2) 質問書の提出先  
横浜市教育委員会事務局学校教育部人権健康教育課 勝田  
電子メールアドレス [ky-jinkenkyoiku@city.yokohama.lg.jp](mailto:ky-jinkenkyoiku@city.yokohama.lg.jp)
  - (3) 回答  
令和7年5月12日（月）までにホームページ上に掲載します。それ以外の方法による回答は行いません。
  - (4) その他  
入札後、当該設計図書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- 3 入札参加申込
  - (1) 方法  
入札参加者は、令和7年5月14日（水）午後5時（必着）までに、発注情報詳細（物品・委託等）の提出書類に記載した書類を人権健康教育課に持参、郵送または電子メールで提出してください。電子メール、郵送の場合は確認の電話をしてください。郵送の場合は、令和7年5月12日（月）消印有効分までを受け付けます
  - (2) 提出先  
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市教育委員会事務局人権健康教育課 勝田  
※電子メールの場合は、下記電子メールアドレスへ提出してください。  
電子メールアドレス：[ky-jinkenkyoiku@city.yokohama.lg.jp](mailto:ky-jinkenkyoiku@city.yokohama.lg.jp)
- 4 入札方法
  - (1) 入札及び開札の日時・場所  
発注情報詳細のとおり
  - (2) 入札日当日に「公募型指名競争入札指名通知書」の提示がない場合は、入札に参加できません。必ず持参してください。なお、「公募型指名競争入札指名通知書」は再交付できませんので、取扱いに注意してください。
  - (3) 入札方法は、入札参加者が別紙様式による入札書を入札時に直接投函して行います。
  - (4) 一回目の入札で落札しない場合、その場で二回目の入札を行いますので、入札書は二枚用意してください。
  - (5) 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、二回目の入札で落札者がいるときには、最低価格を提示した業者と交渉を行い、予定価格内合意した場合に随意契約を行うこととします。
- 5 契約手続きに関する問い合わせ先  
人権健康教育課 勝田 電話 045(671)3275（直通）

**発注情報詳細（物品・委託等）**

入札方法	入札書の持参による				
件名	令和7年度災害共済給付金支給データ等作成業務委託				
納入／履行場所	設計図書のとおり				
納入／履行期間	令和7年6月1日から令和8年3月31日まで				
入札参加資格	営業種目 所在地区分	コンピュータ業務 市内			
	その他	1 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。 2 令和7・8年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において所在地区分が「市内」で、かつ規模区分が「中小企業」であり、営業種目が316「コンピュータ業務」を順位2位以上に登録がしている者であること。 3 プライバシーマーク取得、情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度における認証（ISMS）登録をしていること。 4 入札参加意向申出締切から入札日までの間のいずれかの日において、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。 5 当該業務もしくはこれと同種の業務の実績を有すること。			
提出書類	① 公募型指名競争入札参加意向申出書 ② 委託業務経歴書 ③ プライバシーマーク登録証の写し ④ 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度における認証（ISMS）の写し				
設計図書	3ページ以降				
入札参加申込締切日時	令和7年5月14日（水）午後5時00分 持参、郵送または電子メール（郵送の場合には5月12日（月）までの消印有効とします。）				
指名・非指名通知日	令和7年5月16日（金）				
質疑締切日時	令和7年5月9日（金） 午後5時00分	回答期限日時	令和7年5月12日（月） 午後5時00分		
入札及び開札日時	令和7年5月22日（木） 11時30分				
入札及び開札場所	横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市庁舎 22階 共用会議室 22-S04				
支払い条件	前金払い	しない	部分払い 12回以内		
注意事項					
発注担当課	教育委員会事務局人権健康教育課 電話 045(671)3275				
契約担当課	教育委員会事務局人権健康教育課				

令和7年度一般会計 歳出第17款7項1目学校保健費 12節(18)その他業務委託料

受付番号	種目番号	連絡先	委託担当
	—		教育委員会事務局 人権健康教育課

担当者名	豊川 里奈
電話	671-3275

## 設 計 書

1 委託名 令和7年度日本スポーツ振興センター災害共済給付金支給データ等作成業務委託

2 履行場所 受託者事業所

3 履行期間  期間 令和7年6月1日から令和8年3月31日

又は期限  期限 令和 年 月 日まで

4 契約区分  確定契約  概算契約

5 その他特約事項

---



---



---



---



---

6 現場説明  不要

要 ( 月 日 時 分 場所 )

7 委託概要

---



---



---



---



---

## 8 部 分 払

する ( 12 回以内)

しない

### 部分 払 の 基 準

業務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額
データ入力	6~3月	(17,420)	件		
帳票作成	6~3月	(17,420)	部		
配達費	6~3月	(36)	回		
小 計					
消費税					
合 計					

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額。

※概算数量の場合は、数量及び金額を( )で囲む。

委託代金額	¥	.-
内訳 業務価格	¥	.-
消費税及び地方消費税相当額	¥	.-

## 内 訳 書

名 称	数 量	単位	単 価 円	金 額 円	摘要
データ入力	( 17,420 )	件	0	( )	
帳票作成	( 17,420 )	部	0	( )	
配達費	( 36 )	回	0	( )	
小 計				( )	
消費税(10%)				( )	
合 計				( )	

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を( )で囲む。

## 仕様書

### 1 趣旨

本業務は、教職員の負担軽減のため日本スポーツ振興センターによる災害共済給付金について、横浜市教育委員会事務局が提供、貸与する紙媒体、電子媒体（以下、「紙媒体等」という。）を受領し、支給データの入力・振込通知書を作成するためのデータ作成を行い、データ入力後のデジタルデータを書き込んだ記録媒体、保護者に交付する振込通知書のデータ、管理帳票（以下、「成果物」という。）の作成を委託するものである。

受託者は、「委託契約約款」、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」及び「個人情報取扱特記事項」に定めるほか、この仕様書に基づき業務を行うこと。

### 2 履行場所

受託者事業所

なお、履行状況確認のため、委託者は履行場所の確認を行うことがある。

### 3 履行期間

令和7年6月1日から令和8年3月31日まで

### 4 納品場所

横浜市教育委員会事務局人権健康教育課

（横浜市中区本町6丁目50番地の10）

### 5 業務内容

#### (1) 医療費支払通知書及び災害共済給付金振込口座情報・振込通知書送付先データの入力・管理

ア 日本スポーツ振興センターが決定した医療費支払通知書と保護者から提出された口座情報届から保護者に対する給付金振込データ、振込通知書を作成するためのデータを作成する。

イ 委託者は、受託者に下記入力データ①②を提供する。入力データのうち、下記に示す入力対象項目を、委託者が提供する Microsoft Excel ファイル (.xlsx) の該当箇所に入力する。

① データ名 : 【別紙1】 医療費支払通知書

媒体 : PDFデータ

入力対象項目 : 「学校名」「児童生徒氏名」「災害発生日」「受診月」「支給額」

② データ名 : 【別紙2】 日本スポーツ振興センター災害共済給付金口座情報届

媒体 : 紙

入力対象項目 : 「保護者氏名（漢字）」「保護者氏名（カナ）」「郵便番号」「住所」「金融機関コード」「店舗コード」「口座番号」「口座名義」「電話番号」

ウ データ入力にあたっては、エントリーベリファイを実施すること。

(ア) 入力データについて、「学校名」+「学年」+「児童生徒氏名」をキーとして、上記①のデー

タに上記②の情報を付け加える。なお、「学年」は2学年の記載がある場合がある。

- (イ) 上記②について、「学校名」+「学年」+「児童生徒氏名」が同一であるにもかかわらず、  
その他の情報に違いがある場合は、エラーリストに出力する。エラーリストは納品物データと  
ともに委託者に提出する。
- (ウ) CD-R等により納品する。
- (エ) 受託者は、上記②口座振込届のデータ入力後、成果物の納入期日までに委託者へ返送する。
- エ 受託者は、下記(ア)の納品物を、「⑦中学校分」「①小学校、高等学校、特別支援学校分」の2回に  
分けて委託者が指定する期日（下記7）までに、横浜市教育委員会事務局人権健康教育課に納入す  
る。
- (ア) 納品物【別紙3】災害共済給付金支給管理用データ  
※なお、7月分、8月分については、高等学校・特別支援学校（幼稚部～高等部）分のみの納入と  
する。

(2) 災害共済給付金支払データ作成

- ア 上記5(1)で作成した【別紙3】災害共済給付金支給管理用データをもとに、【別紙4】災害  
共済給付金支払データを作成する。

データ名：【別紙4】災害共済給付金支払データ

媒体：電子ファイル Microsoft Excel ファイル (.xlsx)

入力項目：「銀行番号（金融機関コード）」「銀行名（金融機関名）」「支店番号（支店コ  
ード）」「支店名」「口座番号」「口座名義」「保護者氏名（漢字）」「振込金  
額」

- イ 給付件数が複数ある対象者がいる場合には、総額を「振込金額」に記載する。

- ウ 受託者は、上記(2)アの納品物を、「⑦中学校分」「①小学校、高等学校、特別支援学校分」  
の2回に分けて委託者が指定する期日（下記7）までに、横浜市教育委員会事務局人権健康  
教育課に納入する。

※なお、7月分、8月分については、高等学校・特別支援学校（幼稚部～高等部）分のみの納入  
とする。

(3) 支給決定通知兼振込通知書作成

- ア 上記5(1)で作成した【別紙3】災害共済給付金支給管理用データをもとに、【別紙5】支給決定  
通知兼振込通知書作成データ、【別紙6】支給決定通知書兼振込通知書を作成する。

データ名：【別紙5】支給決定通知兼振込通知書作成データ

媒体：電子ファイル Microsoft Excel ファイル (.xlsx)

入力項目：「銀行名（金融機関名）」「支店名」「口座種別」「口座名」「保護者名（漢字）」「郵便番号」  
「住所」「学校名」「児童生徒氏名」「災害発生日」「受診月」「振込金額」「通知書記載番  
号」

データ名：【別紙6】支給決定通知兼振込通知書

媒体：電子ファイル Microsoft Word ファイル (.docx)

入力項目：「郵便番号」「住所」「保護者氏名」「通知書記載番号」「給付決定年月」「児童生徒氏名」「災害発生日」「受診月」「金額」「計（金額の合計額）」「費目」「振込予定日」「銀行名（金融機関名）」「支店名」

- イ 児童生徒氏名ごとに作成する。
- ウ 通知書内の宛先欄には8桁（○○○○-○○○○）の通知書記載番号を記載すること。通知書記載番号の前半4桁は給付決定月を表し、後半4桁については順番に附番すること。  
(例：2025年9月決定分であれば 2509-0001)
- エ 受託者は、上記(3)アの納品物を、「⑦中学校分」「①小学校、高等学校、特別支援学校分」の2回に分けて委託者が指定する期日（下記 7）までに、横浜市教育委員会事務局人権健康教育課に納入する。  
※なお、7月分、8月分については、高等学校・特別支援学校（幼稚部～高等部）分のみの納入とする。

## 6 納品物

- (1) 【別紙3】災害共済給付金支給管理用データ (上記5(1)で作成)  
(2) 【別紙4】災害共済給付金支払データ (上記5(2)で作成)  
(3) 【別紙5】支給決定通知兼振込通知書作成データ (上記5(3)で作成)  
(4) 【別紙6】支給決定通知兼振込通知書 (上記5(3)で作成)

## 7 データ授受日程・処理件数一覧

- (1) 7月分、8月分【高等学校、特別支援学校分】

	入力データ提供日 (委託者→受託者) (※1)	納品物の納品期日 (受託者→委託者)	処理件数 (※2)
7月分	① 令和7年7月30日(水)	令和7年8月8日(金)	①100
	② 令和7年7月10日(木) 【高等学校・特別支援学校】	②60	
8月分	① 令和7年8月28日(木)	令和7年9月5日(金)	①100
	② 令和7年8月12日(火) 【高等学校・特別支援学校】	②60	

(2) 9月分以降【中学校】

	入力データ提供日 (委託者→受託者) (※1)	納品物の納品期日 (受託者→委託者)	処理件数 (※2)
9月分	① 令和7年9月29日(月) ② 令和7年9月17日(水)	令和7年10月6日(月)	①350 ②200
10月分	① 令和7年10月30日(木) ② 令和7年10月17日(金)	令和7年11月7日(金)	①1,000 ②600
11月分	① 令和7年11月27日(木) ② 令和7年11月17日(月)	令和7年12月5日(金)	①1,000 ②600
12月分	① 令和7年12月25日(木) ② 令和7年12月17日(水)	令和8年1月9日(金)	①1,000 ②600
1月分	① 令和8年1月29日(木) ② 令和8年1月17日(金)	令和8年2月6日(金)	①1,000 ②600
2月分	① 令和8年2月26日(木) ② 令和8年2月17日(月)	令和8年3月6日(金)	①1,000 ②600

【小学校、高等学校、特別支援学校】

	入力データ提供日 (委託者→受託者) (※1)	納品物の納品期日 (受託者→委託者)	処理件数 (※2)
9月分	① 令和7年9月29日(月) ② 令和7年9月24日(水)	令和7年10月14日(火)	①350 ②200
10月分	① 令和7年10月30日(木) ② 令和7年10月24日(金)	令和7年11月14日(金)	①1,000 ②600
11月分	① 令和7年11月27日(木) ② 令和7年11月24日(月)	令和7年12月12日(金)	①1,000 ②600
12月分	① 令和7年12月25日(木) ② 令和7年12月24日(水)	令和8年1月18日(金)	①1,000 ②600
1月分	① 令和8年1月29日(木) ② 令和8年1月24日(金)	令和8年2月13日(金)	①1,000 ②600
2月分	① 令和8年2月26日(木) ② 令和8年2月24日(月)	令和8年3月13日(金)	①1,000 ②600

※1 表に記載の日以降に入力データをお渡しできます。

①：医療費支払通知書（上記5の①） ②：口座情報届（上記5の②）

※2 処理件数は予定数です。

※3 成果物の納品の際に、口座振込届も委託者へ返送してください。

## 7 その他

- 契約締結後、2週間以内に本委託に係る打合せを行うこと。  
本市と協議・検討が必要な事項がある場合は、適宜会議を開催すること。

## 8 特記事項

- (1) 業務の遂行の際には、必要事項について、十分協議を行うとともに、本市担当者の指示を受けること。また、作業内容等について疑義が生じたときは、速やかに本市担当者と協議の上対応すること。
- (2) 業務の進捗状況については、本市担当者に適宜連絡し、関係者による定期的な打ち合わせの上報告すること。
- (3) 業務の関係者については特定し、本市担当者に名簿を提出し承認を得ること。また、関係者については、特に守秘義務の徹底を図り、書面にてその体制・内容等の承認を得ること。
- (4) 業務の過程で提供した情報及び調査等から知り得た他団体等の情報を漏らしてはならない。また、本業務で作成した資料については、本市担当職員以外へ提供してならず、このことについて関係者全員に周知徹底を図ること。
- (5) 委託期間終了に伴い別の者が本業務を引き継ぐ場合は、当該業務が遅滞なく円滑に運ぶよう協力すること。
- (6) 業務中の事故（人身事故を含む。）については、本市に過失がある場合を除き、一切を受託者の責において処理すること。
- (7) 業務の実施に当たり、作業員に対する労働基準法、労働安全衛生法及びその他関連法規に関する一切の責を負うこと。

## 9 適用文書

- (1) 「委託契約約款」  
受託者は、本業務を遂行するにあたり、別記「委託契約約款」を遵守しなければならない。
- (2) 「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」  
受託者は、本業務を遂行するにあたり、別記「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (3) 「個人情報取扱特記事項」  
受託者は、本業務を遂行するにあたり、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

設置者住所 横浜市中区本町6-50-10

令7日ス振東給第123号  
令和7年11月24日

設置者名 横浜市 教育委員会

教育長 下田 康晴 殿

独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長

システムでは  
理事長印の  
捺印は省略  
しています。

## 医療費支払通知書

令和7年11月2日付けで請求のあった災害共済給付に係る給付金について、下記のとおり決定しましたから通知します。

学年 (年齢) 性別	被災児童生徒等氏名	災害発生年月日 初回・継続別(月分) (医療等の状況から転記してください)	給付金請求額		支払額 又は 決定内容	報告書番号	備考
			医療費	食事療養費 その他			
6 女	1組 鈴木 花子	令和6年10月19日 初回 令和6年10月分	右肩打撲傷 右トライ打撲傷 項目④(西暦に変換)	609点 0点	円 0円	継続 2,436円	0123456-0123456-0123456
6 女	1組 鈴木 花子	令和6年10月19日 初回 令和6年10月分	調剤	174点	円 0円	項目⑤ 696円	0123456-0123456-0123456
1 女	4組 山田 さくら	令和6年9月20日 初回 令和6年9月分	右第2中足骨基部骨端線損傷	2,101点 0点	円 0円	継続 不備	0123456-0123456-0123456
1 女	4組 山田 さくら	令和6年9月20日 初回 令和6年9月分	右第1中足骨基部骨折(治療用装 具・生血)	37,623円	円 0円	不備	“不備” “不支給” “保留”など 金額が表示されていない行は 入力不要
2 男	1組 高橋 弘	令和6年10月6日 初回 令和6年10月分	手血腫	403点 0点	円 0円	継続 1,612円	0123456-0123456-0123456
2 男	1組 高橋 弘	令和6年10月6日 初回 令和6年10月分	調剤	114点	円 0円	456円	0123456-0123456-0123456
4 男	3組 太田 真	令和6年9月7日 初回 令和6年9月分	左上腕骨頸上骨骨折、右肘打撲	6,504点 0点	円 0円	継続 26,016円	0123456-0123456-0123456
4 男	3組 太田 真	令和6年9月7日 初回令和6年9月分	調剤	165点	円 0円	660円	0123456-0123456-0123456
1 女	2組 佐藤 ゆめ	令和6年9月13日 初回 令和6年9月分	挫傷(顔、右肘、右膝)	813点 0点	円 0円	治ゆ 3,252円	0123456-0123456-0123456
1 女	2組 佐藤 ゆめ	令和6年9月13日 初回 令和6年9月分	調剤	163点	円 0円	652円	0123456-0123456-0123456
学校(保育所等)名		横浜市立 日本大通小学校		本項計	35,780円		
				合 計	35,780円		

(注) この請求書の用紙は、日本工業規格A4横型とすること。

項目①

保護者様

## 医療等の状況及び口座情報届の提出について(お願い)

学校(園)の管理下における児童・生徒(幼児)の災害に対しては、独立行政法人日本スポーツ振興センターから所定の基準によって算定された災害共済給付金が支給されます。令和7年度からは、横浜市教育委員会から保護者へ口座振込払いで支給いたします。この給付金を請求及び支給するために下記の書類が必要ですので、ご提出をお願いいたします。

1 「医療等の状況」等の用紙について  
別紙「医療等の状況」「調剤報酬明細書」の用紙を病(医)院、調剤薬局の受付に提出し、療養点数の証明を受けて学校へ提出してください。  
同じ月の用紙が複数枚ある場合(院外処方、複数の医療機関を受診、治療用装具を作成等)は、必ず全部一緒にご提出ください。

2 「口座情報届」について  
給付金は口座振込払いで支給いたします。保護者の口座情報【金融機関名、口座番号、名義(フリガナのみ)】を下記の用紙でお知らせください。

## 3 給付金について

災害	災害の範囲	給付金額
けがや病気の場合	医療費総額が5,000円以上(目安として、病院の窓口で支払う額が1,500円以上)のものが対象となります。 ただし、保険診療に限ります。	医療費 ①医療費分として医療費総額の3/10(病院の窓口支払い分) ※高額療養の場合は、自己負担の高額療養費 ②療養費分として医療費総額の1/10 計[①+②]=医療費総額の4/10の額が支給されます。
障害が残った場合	けがや病気の治療後に残った身体の障害でその程度により1級~14級に区分されます。	障害見舞金 4,000万円(1級)~88万円(14級) (通学中はその半額)
死亡の場合	事故や病気による死亡  突然死 心臓疾患などの場合  ただし、体育でのマラソン等 激しい運動中など	死亡見舞金 3,000万円(通学中はその半額) 1,500万円 3,000万円

## 4 その他

- 「医療等の状況」等の用紙と「口座情報届」は、受診後すみやかに学校へ提出してください。また、治療が継続している場合は、「医療等の状況」等は療養月毎に提出してください。なお、「口座情報届」は、学校へ「医療等の状況」等を提出する毎に提出してください。(例:2か月分の「医療等の状況」等をまとめて1回で提出する場合、「口座情報届」は1枚で構いません。)
- 横浜市教育委員会から現金でのお渡しはできませんのでご了承ください。
- 横浜市教育委員会から保護者へ給付金を振込する際の振込手数料は横浜市が負担します。
- 記載いただいた個人情報は横浜市教育委員会及び委託業者が振込手続き及び給付金決定・振込通知書の作成に使用します。
- 口座情報届の記載内容について、記載した電話番号あてに横浜市教育委員会から確認の問い合わせをする場合があります。

-----きりとりせん-----

※教育委員会処理欄

## 口座情報届

学校名 学年・組	横浜市立 日本大通小学校		6年 1組	※提出時点の 学年・組を記載
フリガナ	スズキ ハナコ			
幼児・児童・生徒 氏名	鈴木 花子			
保護者	住所	(〒 060-0002)	項目⑧	項目⑨
	横浜市 中区 新港5丁目1-1-203			
氏名	鈴木 太郎		項目⑥	※口座名義と同一人物
電話番号 (日中連絡の取れる番号)	040-1234-4567		項目⑩	項目⑪
金融機関名	みずほ銀行		金額規制コード	項目⑫
店舗名	横浜駅前支店		店舗コード	292
口座番号	1234567		項目⑬	預金種別
口座名義 カタカナで お願ひします	姓 カタカナ	名 スズキ	続柄	父・母・( ) その他 項目⑭

注(1) 災害共済給付金は、保護者に支給されるものです。

(2) 金融機関名、店番号、口座番号及び口座名義(カタカナ)は、必ず預金通帳によって正確に記入してください。

別紙3

医療費支払通知書を参照して入力					日本スポーツ振興センター災害共済給付金口座情報届を参照して入力									
【項目①】 学校名	【項目②】 児童生徒氏名	【項目③】 災害発生日	【項目④】 受診月	【項目⑤】 支給額	【項目⑥】 保護者氏名漢字	【項目⑦】 保護者氏名カタカナ	【項目⑧】 郵便番号	【項目⑨】 住所	【項目⑩】 金融機関コード	【項目⑪】 支店コード	【項目⑫】 口座番号	【項目⑬】 連絡先		
横浜市立日本大通小学校	鈴木 花子	2023年10月19日	2023年10月	2,436円	鈴木 太郎	スズキ タロウ	060-0002	横浜市中区新港5丁目1-1-203	1	292	1234567	040-1234-4567		
横浜市立日本大通小学校	鈴木 花子	2023年10月19日	2023年10月	696円	鈴木 太郎	スズキ タロウ	060-0002	横浜市中区新港5丁目1-1-203	1	292	1234567	040-1234-4567		
横浜市立日本大通小学校	高橋 弘	2023年10月6日	2023年10月	1,612円	高橋 憲司	タカハシ ケンジ	001-0950	横浜市神奈川区広台太田町10丁目9-5	5	640	0098765	040-2345-5678		
横浜市立日本大通小学校	高橋 弘	2023年10月6日	2023年10月	456円	高橋 憲司	タカハシ ケンジ	001-0950	横浜市神奈川区広台太田町10丁目9-5	5	640	0098765	040-2345-5678		
横浜市立日本大通小学校	太田 真	2023年9月7日	2023年9月	26,016円	太田 順也	オオタ タケヤ	005-0821	横浜市南区蒲舟町21丁目1-9	9900	908	2022001	040-3456-6789		
横浜市立日本大通小学校	太田 真	2023年9月7日	2023年9月	660円	太田 順也	オオタ タケヤ	005-0821	横浜市南区蒲舟町21丁目1-9	9900	908	2022001	040-3456-6789		
横浜市立日本大通小学校	佐藤 ゆめ	2023年9月13日	2023年9月	3,252円	佐藤 利夫	サトウ リオ	065-0029	横浜市港南区港南8丁目22-7	9900	28	0001225	040-3456-6789		
横浜市立日本大通小学校	佐藤 ゆめ	2023年9月13日	2023年9月	652円	佐藤 利夫	サトウ リオ	065-0029	横浜市港南区港南8丁目22-7	9900	28	0001225	040-3456-6789		
横浜市立みなとみらい中学校	桐山 花音	2023年5月18日	2023年8月	1,099円	桐山 ふみ	キタヤマ バ	063-0058	横浜市西区中央7丁目1-1	138	307	3141592	040-4567-7890		
横浜市立みなとみらい中学校	桐山 花音	2023年6月29日	2023年6月	84円	桐山 ふみ	キタヤマ バ	063-0058	横浜市西区中央7丁目1-1	138	307	3141592	040-4567-7980		
横浜市立みなとみらい中学校	桐山 花音	2023年6月29日	2023年7月	599円	桐山 ふみ	キタヤマ バ	063-0058	横浜市西区中央7丁目1-1	138	307	3141592	040-4567-7890		
横浜市立みなとみらい中学校	桐山 花音	2023年6月29日	2023年8月	1,099円	桐山 ふみ	キタヤマ バ	063-0058	横浜市西区中央7丁目1-1	138	307	3141592	040-4567-7890		
横浜市立みなとみらい中学校	桐山 花音	2023年6月29日	2023年9月	968円	桐山 ふみ	キタヤマ バ	063-0058	横浜市西区中央7丁目1-1	138	307	3141592	040-4567-7980		
横浜市立みなとみらい中学校	桐山 花音	2023年7月2日	2023年7月	404円	桐山 ふみ	キタヤマ バ	063-0058	横浜市西区中央7丁目1-1	138	307	3141592	040-4567-7890		
横浜市立みなとみらい中学校	桐山 花音	2023年7月2日	2023年8月	669円	桐山 ふみ	キタヤマ バ	063-0058	横浜市西区中央7丁目1-1	138	307	3141592	040-4567-7890		
横浜市立みなとみらい中学校	桐山 花音	2023年7月2日	2023年9月	968円	桐山 ふみ	キタヤマ バ	063-0058	横浜市西区中央7丁目1-1	138	307	3141592	040-4567-7980		
横浜市立みなとみらい中学校	小玉 ふうか	2023年9月19日	2023年9月	8,884円	小玉 隆	コダマ タカシ	006-0861	横浜市中区日本大通12丁目3-4	138	310	2113851	040-5678-8910		
横浜市立みなとみらい中学校	小玉 ふうか	2023年9月19日	2023年9月	760円	小玉 隆	コダマ タカシ	006-0861	横浜市中区日本大通12丁目3-4	138	310	2113851	040-5678-8910		

## 別紙4

日本スポーツ振興センター災害共済給付金振込MTデータ作成

No.	金融機関コード	金融機関名	支店コード	支店名	口座番号	口座名義	保護者氏名漢字	児童生徒氏名	振込金額	合計金額
1	1	みずほ銀行	292	横浜駅前支店	1234567	スズキ タロウ	鈴木 太郎	鈴木 花子	3,132	51,314
2	5	三菱UFJ銀行	640	綱島支店	98765	カバシ ケンジ	高橋 憲司	高橋 弘	2,068	
3	9900	ゆうちょ銀行	908	九〇八	2022001	オオタ タヤ	太田 卓也	太田 真	26,676	
4	9900	ゆうちょ銀行	28	〇二八	1225	サトウ ツオ	佐藤 利夫	佐藤 ゆめ	3,904	
5	138	横浜銀行	307	みなとみらい支店	3141592	ギリヤマ ブミ	桐山 ふみ	桐山 花音	5,890	
6	138	横浜銀行	310	関内支店	2113851	コダマ タクシ	小玉 隆	小玉 ふうか	9,644	
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										

## 別紙5

日本スポーツ振興センター災害共済給付金振込通知書作成データ

No.	金融機関名	支店名	口座名義	保護者氏名漢字	〒	住所	学校名	児童生徒氏名	災害発生日	受診月	振込金額	通知書記載番号	合計金額
1	みずほ銀行	横浜駅前支店	ヌキ タロウ	鈴木 太郎	060-0002	横浜市中区新港5丁目1-1-203	横浜市立日本大通小学校	鈴木 花子	2023年10月19日	2023年10月	2,436	2511-0001	
2	みずほ銀行	横浜駅前支店	ヌキ タロウ	鈴木 太郎	060-0002	横浜市中区新港5丁目1-1-203	横浜市立日本大通小学校	鈴木 花子	2023年10月19日	2023年10月	696		
3	三委UFJ銀行	綱島支店	カバシ ケンジ	高橋 篤司	001-0950	横浜市神奈川区広谷太田町10丁目9-5	横浜市立日本大通小学校	高橋 弘	2023年10月6日	2023年10月	1,612	2511-0002	
4	三委UFJ銀行	綱島支店	カバシ ケンジ	高橋 篤司	001-0950	横浜市神奈川区広谷太田町10丁目9-5	横浜市立日本大通小学校	高橋 弘	2023年10月6日	2023年10月	456		
5	ゆうちょ銀行	九〇八	オタ タヤ	太田 卓也	005-0821	横浜市南区浦舟町21丁目1-9	横浜市立日本大通小学校	太田 真	2023年9月7日	2023年9月	26,016	2511-0003	
6	ゆうちょ銀行	九〇八	オタ タヤ	太田 卓也	005-0821	横浜市南区浦舟町21丁目1-9	横浜市立日本大通小学校	太田 真	2023年9月7日	2023年9月	660		
7	ゆうちょ銀行	〇二八	サトウオ	佐藤 利夫	065-0029	横浜市港南区港南8丁目22-7	横浜市立日本大通小学校	佐藤 ゆめ	2023年9月13日	2023年9月	3,252	2511-0004	
8	ゆうちょ銀行	〇二八	サトウオ	佐藤 利夫	065-0029	横浜市港南区港南8丁目22-7	横浜市立日本大通小学校	佐藤 ゆめ	2023年9月13日	2023年9月	652		
9	横浜銀行	みなとみらい支店	リヤマ ハ	桐山 ふみ	063-0058	横浜市西区中央7丁目1-1	横浜市立みなとみらい中学校	桐山 花音	2023年5月18日	2023年8月	1,099	2511-0005	
10	横浜銀行	みなとみらい支店	リヤマ ハ	桐山 ふみ	063-0058	横浜市西区中央7丁目1-1	横浜市立みなとみらい中学校	桐山 花音	2023年6月29日	2023年6月	84		
11	横浜銀行	みなとみらい支店	リヤマ ハ	桐山 ふみ	063-0058	横浜市西区中央7丁目1-1	横浜市立みなとみらい中学校	桐山 花音	2023年6月29日	2023年7月	599		
12	横浜銀行	みなとみらい支店	リヤマ ハ	桐山 ふみ	063-0058	横浜市西区中央7丁目1-1	横浜市立みなとみらい中学校	桐山 花音	2023年6月29日	2023年8月	1,099		
13	横浜銀行	みなとみらい支店	リヤマ ハ	桐山 ふみ	063-0058	横浜市西区中央7丁目1-1	横浜市立みなとみらい中学校	桐山 花音	2023年6月29日	2023年9月	968		
14	横浜銀行	みなとみらい支店	リヤマ ハ	桐山 ふみ	063-0058	横浜市西区中央7丁目1-1	横浜市立みなとみらい中学校	桐山 花音	2023年7月2日	2023年7月	404		
15	横浜銀行	みなとみらい支店	リヤマ ハ	桐山 ふみ	063-0058	横浜市西区中央7丁目1-1	横浜市立みなとみらい中学校	桐山 花音	2023年7月2日	2023年8月	669		
16	横浜銀行	みなとみらい支店	リヤマ ハ	桐山 ふみ	063-0058	横浜市西区中央7丁目1-1	横浜市立みなとみらい中学校	桐山 花音	2023年7月2日	2023年9月	968		
17	横浜銀行	関内支店	ヨシマ カン	小玉 隆	006-0861	横浜市中区日本大通12丁目3-4	横浜市立みなとみらい中学校	小玉 ふうか	2023年9月19日	2023年9月	8,884	2511-0006	
18	横浜銀行	関内支店	ヨシマ カン	小玉 隆	006-0861	横浜市中区日本大通12丁目3-4	横浜市立みなとみらい中学校	小玉 ふうか	2023年9月19日	2023年9月	760		

〒060-0002

横浜市中区新港5丁目1-1-203

鈴木 太郎 様

(No. 2511-0001)

横浜市教育委員会  
人権健康教育課

## 災害共済給付金の支給決定及び振込について（通知）

日本スポーツ振興センター（JSC）災害共済給付金について、以下の通り支給決定されたので御指定の口座に振込みます（同じ受診月に複数の災害がある場合、金額をまとめて記載している場合があります）。

なお、学校に提出した書類に日本スポーツ振興センター（JSC）から照会事項がある場合は、支給が決定していないため、以下に含まれていません。照会事項がある場合は学校から連絡が入りますので御確認ください。

## 令和〇年〇月給付決定分

児童生徒氏名	災害発生日	受診月	金額
鈴木 花子	2023年10月19日	2023年10月	2,436円
鈴木 花子	2023年10月19日	2023年10月	696円
計			3,132円

費目	日本スポーツ振興センター災害共済給付金
振込予定日	令和〇年〇月〇日
銀行名	みずほ銀行
支店名	横浜駅前支店

なお、この決定に不服のある場合は、このことを知った日から2か月以内に学校へ申し出てください。（不服審査請求は、原則として当初決定を知った日の翌日から起算して、3か月以内にJSCに行わなければならないことになっているため）

(事務担当)

教育委員会事務局人権健康教育課

TEL 045 (671) 3275

# 委託契約書

収印紙添付 標 (捺印)	
100万円以下	20円
200万円以下	40円
300万円以下	1千円
500万円以下	2千円
1千万円以下	1万円
5千万円以下	2万円
1億円 以下	6万円
5億円 以下	10万円
10億円 以下	20万円

1 委託名 令和7年度災害共済給付金支給データ等作成業務委託

2 履行場所 受託者事業所

3 契約期間 令和 7 年 6 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日 まで

4 契約金額

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

課税業者 (うち取引に係る消費税及び地方消費税)

億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---

免税業者

5 契約区分  確定契約 [前金払  しない  する ( 分割払 (回)  一括払)]

概算契約 [概算払  しない  する ( 分割払 (回)  一括払)]

6 部分払  しない  する (12回以内)

7 部分払の基準  基準表のとおり  設計書のとおり

8 分割払の基準  基準表のとおり  設計書のとおり

9 部分払又は分割払の基準表

業務内容	履行予定期	数量	単位	単価 (円)	金額 (円)

※単価及び金額(お消費税等額を含まない)金額

10 委託代金の支払場所  横浜市指定金融機関 (市庁内)  横浜市水道局出納取扱金融機関  横浜市交通局出納取扱金融機関

11 契約保証金  免除  \_\_\_\_\_ 円

12 特約条項

上記の委託について、委託者横浜市と受託者\_\_\_\_\_とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別紙の約款の条項(特約条項がある場合、それを含む。)によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

委託者 横浜市中区本町6丁目50番地の10  
横浜市

契約事務受任者  
横浜市 教育次長

(印)

受託者 所在地

商号又は名称  
代表者職氏名

(印)

## 委託契約約款

### (総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別添の設計書、仕様書、図面、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受託者は、契約書記載の契約の履行を履行期間内に全部完了（設計図書に定めがある場合は、契約の履行の目的物の引渡しを含む。以下同じ。）し、委託者は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 履行方法その他契約を履行するために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者がその責任において定める。
- 4 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、委託者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。
- 12 受託者が共同企業体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

### （内訳書及び工程表）

- 第2条 受託者は、この契約書を提出する際に設計図書に基づいて、内訳書を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、別添の設計書に内訳を記載することによりこれに代えることができる。
- 2 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、設計図書に基づいて、工程表を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、

委託者が必要がないと認めたときは、省略することができる。

- 3 内訳書及び工程表は、委託者及び受託者を拘束するものではない。

### （着手届出）

- 第3条 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、契約履行着手届出書を、委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が必要がないと認めたときは、省略することができる。

### （権利義務の譲渡等の制限）

- 第4条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受託者は、契約の履行の目的物並びに材料のうち第11条第2項の規定による検査に合格したもの及び第32条第4項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

### （著作権の譲渡等）

- 第5条 受託者は、契約の履行の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された著作物の著作権は、当該著作権の引渡時に受託者が当該権利の一部を委託者に無償で譲渡することにより、委託者と受託者の共有とするものとする。

- 2 委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当するといふにかかわらず、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該契約の履行の目的物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

- 3 受託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意するものとする。また、委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当しない場合には、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

- 4 受託者は、契約の履行の目的物（契約を履行する上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該契約の履行

の目的物を使用又は複製し、また、第1条第4項の規定にかかるわらず当該契約の履行の目的物の内容を公表することができる。

- 5 受託者は、第1項ただし書の規定により共有となった著作物を第三者に提供する場合においては、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。この場合において、承諾の内容は、委託者と受託者が協議して定める。
- 6 委託者は、受託者が契約の履行の目的物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

- 7 受託者は、次条第1項ただし書の規定により第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、前各号に定める規定を当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければならない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

- 第6条 受託者は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受託者は、契約の履行において下請負契約を締結した場合は、下請負人の商号又は名称その他委託者の定める事項を、すみやかに委託者に通知しなければならない。

（特許権等の使用）

- 第7条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその材料、履行方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかつたときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（特許権等の発明等）

- 第8条 受託者は、契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、委託者に通知しなければならない。

- 2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

（現場責任者等）

- 第9条 受託者は、この契約の履行に当たり、現場責任者を定め、契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。現場責任者を変更した場合も

同様とする。

- 2 現場責任者は、この契約の履行に関して従事者を指揮監督するものとする。
- 3 受託者は、この契約の履行の着手前に、契約の履行に従事する者の氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。

（監督員）

- 第9条の2 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。ただし、市長、水道事業管理者又は交通事業管理者が、それぞれの権限（他の者に委任している場合は、当該受任者の権限を含むものとする。）に属する契約について特に定めた場合には、その氏名を受託者に通知しなくてよいものとする。

- 2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督員に委任したもののはか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

（1）この契約の履行についての受託者又は受託者の現場責任者に対する指示、承諾又は協議

（2）この契約の履行の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

- 3 委託者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

- 4 委託者が監督員を置いたときは、受託者は、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

- 5 委託者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、委託者に帰属する。

（履行の報告）

- 第10条 受託者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について、委託者に報告しなければならない。

（材料の品質、検査等）

- 第11条 受託者は、設計図書に品質が明示されていない材料については、中等の品質を有するものを使用しなければならない。

- 2 受託者は、設計図書において委託者の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。

- 3 委託者は、受託者から前項の検査を求められたときは、当該請求を受けた日から7日以内に、これに応じなければならぬ。

(支給材料及び貸与品)

- 第12条 委託者から受託者に支給する材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 委託者は、支給材料又は貸与品を受託者の立会いの上、委託者の負担において、検査して引き渡さなければならぬ。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質、規格又は性能が設計書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受託者は、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた日から7日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 委託者は、受託者から第2項後段の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、又は支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更しなければならない。
- 5 委託者は、前項の規定にかかわらず、受託者に対して、その理由を明示して、当該支給材料又は貸与品の使用を求めることができる。
- 6 委託者は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 委託者は、前3項の場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受託者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 9 受託者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）があり、使用に適当でないと認めたときは、直ちに、その旨を委託者に通知しなければならない。この場合においては、第4項、第5項及び第7項の規定を準用する。
- 10 受託者は、契約の履行の全部の完了、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を、設計図書に定めるところにより、委託者に返還しなければならない。
- 11 受託者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。
- 12 受託者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、委託者の指示に従わなければならぬ。
- （設計図書に不適合な場合の措置等）

第13条 受託者は、契約の履行が設計図書に適合しない場合において、委託者が、再履行その他の措置を請求したときは、これに従わなければならない。

- 2 委託者は、前項の不適合が委託者の指示による等委託者の責めに帰すべき理由による場合であつて、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（条件変更等）

第14条 受託者は、契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を委託者に通知し、その確認を求めなければならない。

- （1）設計図書の表示が明確でないこと（設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書が交互符合しないこと、並びに設計図書に誤り又は漏れがあることを含む。）。

- （2）履行場所の形状、地質、湧水等の状態、履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行場所の状態が一致しないこと。

- （3）設計図書で明示されていない履行条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと。

- 2 委託者は、前項の確認を求められたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに、調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに調査を行うことができる。

- 3 委託者は、前項の規定による調査について、受託者の意見を聴いた上、当該調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、当該調査の終了後14日以内に、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者は、当該期間内に受託者に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

- 4 前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が委託者及び受託者によって確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書を訂正し、又は変更しなければならない。

- （1）第1項第1号に該当し 委託者が行う。  
、設計図書を訂正する場合

- （2）第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の履行の内容の変更を伴うもの

- （3）第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の

- 履行の内容の変更を伴わないもの
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更を行った場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- (設計図書の変更)
- 第15条 委託者は、前条第4項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更の内容を受託者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- (代替方法等の提案)
- 第16条 受託者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。
- 2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受託者に通知しなければならない。
- 3 委託者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は契約代金額を変更しなければならない。
- (契約の履行の一時中止)
- 第17条 履行場所等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受託者の責めに帰すことができないものにより、契約の履行の目的物等に損害を生じ、若しくは履行場所の状態が変動したため、受託者が契約を履行できないと認められるときは、委託者は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに受託者に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止せなければならぬ。
- 2 委託者は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 委託者は、前2項の規定により契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し、又は従事者、機械器具等を保持するための費用等の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたときその他受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- (履行期間の延長)
- 第18条 受託者は、その責めに帰すことができない理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、委託者に履行期間の延長を請求することができる。
- 2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。委託者は、その履行期間の延長が委託者の責めに帰すべき理由による場合においては、契約代金額について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- (履行期間の短縮等)
- 第19条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、受託者に対して、履行期間の短縮を求めることができる。
- 2 委託者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受託者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。
- 3 前2項の場合において、委託者は、必要があると認められるときは契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。
- (履行期間の変更の方法)
- 第20条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定による履行期間の変更については、委託者と受託者が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、履行期間を変更し、受託者に通知するものとする。
- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。
- (契約代金額等の変更の方法)
- 第21条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は第19条第3項の規定による契約代金額の変更については、契約締結時の価格を基礎として、委託者と受託者が協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。
- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。
- 3 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第23条第4項、第24条ただし書又は第30条第3項の規定により委託者が負担する費用の額については、委託者と受託者が協議して定める。
- (賃金又は物価の変動に基づく契約代金額の変更)
- 第22条 委託者又は受託者は、契約期間内で委託契約締結の日から12月を経過した後に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して契約代金額の変更を請求する

ことができる。

- 2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前委託代金額（契約代金額から当該請求時の履行済部分に相応する委託代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後委託代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前委託代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち、変動前委託代金額の1,000分の15を超える額につき、契約代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前委託代金額及び変動後委託代金額は、請求のあつた日を基準とし、物価指数等に基づき委託者と受託者が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、変動前委託代金額及び変動後委託代金額を定め、受託者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約代金額の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、同項中「委託契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約代金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする。
- 5 特別な要因により履行期間内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約代金額が不適当となったときは、委託者又は受託者は、契約代金額の変更を求めることができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金額が著しく不適当となったときは、委託者又は受託者は、前項の規定にかかわらず、契約代金額の変更を求めることができる。
- 7 前2項の規定による請求があつた場合において、当該契約代金額の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。
- 8 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

#### (臨機の措置)

- 第23条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かなければならぬ。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 受託者は、前項の場合においては、その執った措置の内容について委託者に直ちに通知しなければならない。
  - 3 委託者は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。
  - 4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合は、当該措置に要した費用のうち、受託者が契約代金額の範囲内において負担することが適当でないと認めら

れる部分については、委託者がこれを負担する。

#### (一般的損害)

第24条 契約の履行について生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）は、受託者の負担とする。ただし、当該損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。

#### (第三者に及ぼした損害)

第25条 契約の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、次項に定める場合を除き、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。ただし、受託者がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

2 契約の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）を及ぼしたときは、委託者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち契約の履行につき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者がこれを負担しなければならない。

3 前2項の場合その他契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者と受託者とが協議してその処理解決にあたるものとする。

#### (契約代金額の変更に代える設計図書の変更)

第26条 委託者は、第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第22条第1項、第5項若しくは第6項、第23条第4項、第24条又は第30条第3項の規定により契約代金額を変更すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、変更すべき契約代金額又は負担すべき費用の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、設計図書の変更の内容を定め、受託者に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

#### (中間検査)

第27条 受託者は、契約の履行に関し、委託者が必要と認めるときは、契約の履行の完了前に、受託者の立会いの上、委託者の検査を受けなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、

委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

2 中間検査の実施の期日及び場所は、委託者と受託者が協議して定める。

3 受託者は、中間検査の期日までに、当該検査に係る準備を完了しなければならない。

4 受託者は、正当な理由なく中間検査に立ち会わなかったときは、中間検査の結果について異議を申し出ることができない。

#### (完了検査)

第28条 受託者は、契約の履行の全部が完了したときは、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、契約の履行の全部の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

3 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

#### (契約代金の支払)

第29条 受託者は、前条第2項（同条第3項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の規定による検査に合格したときは、委託者に契約代金の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

3 委託者がその責めに帰すべき理由により前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

#### (消費税等率変動に伴う契約代金額の変更)

第29条の2 消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

#### (完了検査前の使用)

第30条 委託者は、第28条第2項の規定による検査前においても、契約の履行の目的物の全部又は一部を受託者の承諾

を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、委託者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 委託者は、第1項の規定による使用により受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。（前払）

第31条 受託者は、別に定めるところにより、前払金の支払を委託者に請求することができる。

#### (部分払及び部分検査)

第32条 受託者は、契約の履行の全部の完了前に、履行済部分に相応する契約代金額について、次項以下に定めるところにより、委託者に対して、部分払を請求することができる。

- 2 部分払の回数及び時期は、あらかじめ委託者の指定するところによる。
- 3 受託者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る契約の履行の完了部分の確認を委託者に請求しなければならない。
- 4 委託者は、前項の規定による確認の請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、当該確認をするための検査を行わなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者が負担しなければならない。

- 5 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

- 6 受託者は、第4項の規定による検査に合格したときは、委託者に部分払を請求することができる。この場合において、委託者は、当該請求があつた日から起算して30日以内に部分払金を支払わなければならない。

#### (部分払金の不払に対する契約の履行の中止)

第33条 受託者は、委託者が前条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、契約の履行の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合においては、受託者は、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。

- 2 委託者は、前項の規定により受託者が契約の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約代金額を変更し、又は受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し若しくは從事者、機械器具等を保持するための費用その他の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (契約不適合責任)

第34条 委託者は、契約の履行の目的物が種類、品質又は数

量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対して当該契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を求めることができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は、当該履行の追完を求めることができない。

2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の履行の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（委託者の催告による解除権）

第35条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。

(2) 履行期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に契約の履行の全部を完了する見込みが明らかないと認められるとき。

(3) 第9条に規定する現場責任者を設置しなかったとき。

(4) 正当な理由なく、第34条第1項の履行の追完がなされないとき又は同条第3項に規定する代金の減額がなされないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（委託者の催告によらない解除権）

第36条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

(1) 第4条の規定に違反し、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供したとき。

(2) この契約の履行の全部を完了させることができないこと

が明らかであるとき。

(3) 受託者がこの契約の履行の全部の完了を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 契約の履行に当たって法令の規定により必要な許可又は認可等を失ったとき。

(8) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

(9) 第39条又は第40条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(10) 受託者が第44条の2第1項各号のいずれかに該当したとき。

第36条の2 委託者は、神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下、本条において、「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）、条例第2条第4号に規定する暴力団員等（以下、「暴力団員等」という。）、条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。

(2) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実があるとき。

(3) 受託者が、この契約に関して、下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号又は第2号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(4) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者を下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第3号に該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

(5) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者に契約代金債権を譲渡したとき。

2 受託者が共同企業体の場合にあっては、前項の規定は

その構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 第1項の規定により、委託者が契約を解除した場合においては、受託者は、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

4 前項の場合において、受託者が共同企業体であるときは、構成員は、連帯して委託者に支払わなければならぬ。

(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第37条 第35条又は第36条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による解除をすることができない。

(委託者の任意解除権)

第38条 委託者は、契約の履行が完了しない間は、第35条、第36条及び第36条の2に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

(受託者の催告による解除権)

第39条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(受託者の催告によらない解除権)

第40条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第15条の規定により設計図書を変更したため契約代金額が3分の2以上増減（消費税等率の変動に伴う金額の増減は含まない。）したとき。

(2) 第17条の規定によるこの契約の履行の中止が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないと。

(3) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第41条 第39条又は第40条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前二条の規定による解除をすることができない。

(合意解除)

第42条 委託者は、必要があると認めるときは、第35条から

前条までの規定にかかわらず、契約の相手方と協議して、契約の全部又は一部を解除することができる。

(解除に伴う措置)

第43条 委託者は、第35条、第36条、第36条の2、第39条、第40条又は第42条の規定によりこの契約が解除された場合においては、契約の履行の完了部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する契約代金を受託者に支払わなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。

2 前項の場合において、第31条の規定による前払金があつたときは、当該前払金の額（第32条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を前項の契約の履行の完了部分に相応する契約代金額から控除する。この場合において、受託者は、支払済みの前払金になお余剰があるときは、次の各号に定めるところにより、その余剰金を委託者に返還しなければならない。

(1) 解除が第35条、第36条又は第36条の2の規定に基づくとき。当該余剰金に、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の利息を付した額

(2) 解除が第38条、第39条、第40条又は第42条の規定に基づくとき。当該余剰額

3 受託者は、この契約が解除になった場合において、支給材料があるときは、第1項の契約の履行の完了部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、委託者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、その返還が不可能となったとき、又は契約の履行の完了部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受託者は、この契約が解除になった場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、又はその返還が不可能となったときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなけれ

ばならない。

5 受託者は、この契約が解除になった場合において、履行場所に受託者が所有し、又は管理する材料、機械器具その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件及び前2項の材料又は貸与品のうち委託者に返還しないものを含む。）があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、当該履行場所を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。

6 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

7 第3項前段又は第4項前段の規定により受託者が支給材料又は貸与品を返還する場合の期限、方法等については、次の各号に定めるところによる。

(1) 解除が第35条、第36条又は第36条の2の規定に基づくとき。

(2) 受託者が委託者の意見を聴いて定める。

8 第3項後段、第4項後段及び第5項の規定により受託者が執るべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

（委託者の損害賠償請求等）

第44条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 受託者の責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部を完了することができないとき  
(2) この契約の履行の目的物に契約不適合があるとき  
(3) 第35条又は第36条の規定により、この契約が解除されたとき。  
(4) 前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項第1号の損害金の額は、契約代金額に、遅延日数に応じ、この契約の締結時における国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）とする。こ

の場合において、委託者が認めた履行済部分に相応する契約代金額は控除するものとする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。なお、遅延日数は、委託者の責めに帰すべき理由による日数を控除したものとする。また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、履行期間の始期から履行期間の満了までの契約代金の総額（以下「契約代金の総額」という。）と読み替える。

3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受託者は、第1項の損害賠償に代えて、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

(1) 第35条又は第36条の規定により契約の履行の全部の完了前に契約が解除された場合

(2) 契約の履行の全部の完了前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

4 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された管財人

(3) 受託者について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された再生債務者等

5 第1項及び第3項各号に定める場合（第4項の規定により同項各号が第3項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第3項各号の規定は適用しない。

（談合等不正行為に対する措置）

第44条の2 受託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、該当した時点における契約代金額の10分の2に相当する額を損害賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

(1) 受託者又は受託者を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第2項の事業者団体（以下「受託者等」という。）が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、受託者等に対する独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規

定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。

（2）前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。）により、受託者等が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされたとき。

（3）確定した排除措置命令又は納付命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該行為の対象となつた取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）において、当該期間にこの契約の入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。

（4）受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約による業務が完了した後においても同様とする。

3 第1項に規定する場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散しているときは、委託者は、受託者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金を請求することができる。この場合において、受託者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帶して当該賠償金を支払わなければならない。

#### （受託者の損害賠償請求等）

第45条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（1）第38条、第39条又は第40条の規定によりこの契約が解除されたとき。

（2）前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従つた履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 委託者の責めに帰すべき理由により、第29条又は第32条の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

#### （契約不適合責任期間）

第46条 受託者が契約の履行の目的物に関して契約の内容に適合しない目的物を委託者に引き渡した場合において、委託者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、委託者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、受託者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかつたときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、委託者の権利の行使ができる期間について仕様書等で別段の定めをした場合は、その仕様書等の定めるところによる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等、当該請求等の根拠を示して、委託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 委託者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下、この項「契約不適合期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する請求等をしたときは、契約不適合期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 委託者は、第1項又は第2項の請求等を行つたときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。

7 第1項の規定は、契約の履行の目的物の契約不適合が支給材料の性質又は委託者の指示により生じたものであるときは、委託者は契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受託者がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかつたときは、この限りでない。

#### （暴力団等からの不当介入の排除）

第47条 受託者は、契約の履行に当たつて、暴力団又は暴力団員等からの不当介入を受けた場合は、遅滞なく委託者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受託者は、前項の不当介入を受けたことにより、履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

3 受託者は、契約の履行に当たつて、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合には、その旨を直ちに委託者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄

の警察署に提出しなければならない。

4 受託者は、前項の被害により履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

(相殺)

第48条 委託者は、この契約に基づいて委託者が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて受託者が負う債務と相殺することができる。

(概算契約)

第49条 この契約書に概算契約である旨の記載がある契約（以下この条において「概算契約」という。）にあっては、設計図書記載の数量及び契約書記載の契約代金額は概算であり、増減することがある。この場合にあっては、本市が支払う金額は、履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

2 概算契約においては、第44条中「契約代金額」は「履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替える。

(補則)

第50条 この約款に定めのない事項については、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）（水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。）の定めるところによるほか、必要に応じて、委託者と受託者とが協議して定める。

## 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

### (情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 この特記事項(以下「特記事項」という。)は、委託契約約款(以下「約款」という。)の特記事項として、電子計算機処理等の委託契約に関する横浜市(以下「委託者」という。)が保有する情報の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

2 情報を電子計算機処理等により取り扱う者(以下「受託者」という。)は、情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務(以下「本件業務」という。)を遂行するための情報の取扱いに当たっては、委託者の業務に支障が生じることのないよう、適正に取り扱わなければならない。

### (定義)

第2条 特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子計算機処理等 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成するための処理、専ら文書図画の内容を記録するための処理、製版その他の専ら印刷物を制作するための処理及び専ら文書図画の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理を除く。

(2) 不開示情報 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年条例第1号)第7条第2項に規定する不開示情報をいう。

(3) 不開示資料等 不開示情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録をいう。

### (適正な管理)

第3条 受託者は、本件業務に係る情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等(以下「漏えい等」という。)の防止その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、情報の適正な管理を実施する者として本件業務に係る情報の管理責任者を選任しなければならない。

3 受託者は、電子計算機を設置する場所、情報を保管する場所その他の情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、本件業務に着手する前に前3項に定める管理責任体制及び安全部署その他の安全管理措置について、委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、前項の規定により報告した事項に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、当該異議に関する事項を変更しなければならない。この場合において、当該変更に経費を要するときは、その費用負担は委託者と受託者が協議して決定する。

### (従事者の監督)

第4条 受託者は、本件業務に従事している者が、本件業務に関して知り得た不開示情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (収集の制限)

第5条 受託者は、本件業務を遂行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により情報を収集しなければならない。

### (禁止事項)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、本件業務に係る情報に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 本件業務を処理する目的以外での利用

(2) 複写又は複製(作業場所内において効率的に作業を進めるためにやむを得ないものを除く)

(3) 作業場所の外への持ち出し

### (再委託の禁止等)

第7条 受託者は、本件業務を遂行するための不開示情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の承諾を得て、本件業務に係る情報を第三者に取り扱わせる場合には、情報の保護に関し、特記事項と同等の内容及び委託者が指示する事項について、当該第三者(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再受託者」という。)との間で約定しなければならない。2以上の段階にわたる委託(以下「再々委託等」という。)を行う場合も、この例によるべきことを再受託者又はこれに類する者に求めなければならない。

3 再受託者が本件業務に係る情報を第三者に取り扱わせる場合にあっては、受託者は、当該第三者(会社法第2条第1項第3号の子会社を含む。)における情報の取扱いに係る管理体制をあらかじめ確認し、当該確認内容を委託者に報告し、委託者の書面による承諾を受けた上でなければ、第1項ただし書の承諾に相当する承諾をしてはならない。再々委託等を行う場合も、同様とする。

4 業務内容が定型的であり、かつ、情報の漏えい等の危険性が低いものとして委託者が別に定める業務の委託(再委託及び再々委託等(以下「再委託等」と総称する。)を含む。)については、委託者が別に定める事項をあらかじ  
29

め委託者に報告した場合には、第1項ただし書の承諾及び前項に規定する受託者による承諾を要しない。

5 第3条第5項の規定は、前項に規定する報告について準用する。(不開示資料等の返還等)

第8条 受託者は、本件業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した不開示資料等を、業務の遂行上使用しないこととなつたとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、委託者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理(以下「返還等」という。)するものとする。

2 前項の場合において、委託者が当該不開示資料等の消去又はその他の方法による処理を指示した場合は、復元困難な消去、焼却、シュレッダー等による裁断等当該情報が第三者の利用に供されることのない方法によらなければならない。

3 第1項の場合において、受託者が正当な理由なく指定された期限内に不開示資料等の返還等をしないときは、委託者は、受託者に代わって当該不開示資料等を回収し、又は廃棄することができる。この場合において、受託者は、委託者の回収又は廃棄について異議を申し出ることができず、委託者の回収又は廃棄に要した費用を負担しなければならない。

### (報告及び検査)

第9条 委託者は、情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受託者に対して、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の事情により、過分の費用を要した分については、委託者が負担する。

### (事故発生時等における報告)

第10条 受託者は、委託者の提供した情報並びに受託者及び再受託者が本件業務のために収集した情報について、火災その他の災害、盗難、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセス等の事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (引渡し)

第11条 受託者は、約款第28条第2項の規定による検査(以下「検査」という。)に合格したときは、直ちに、契約の履行の目的物を納品書を添えて委託者の指定する場所に納入するものとし、納入が完了した時をもって契約の履行の目的物の引渡しを完了したものとする。

### (契約の解除及び損害の賠償)

第12条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受託者に対して損害賠償を請求することができる。

(1) 本件業務を遂行するために受託者が取り扱う不開示情報について、受託者の責に帰すべき理由による漏えい等があったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、本件業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項第1号の不開示情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、不開示情報の漏えい等が、受託者が再委託等をし、当該再委託等先において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。

3 委託者は、受託者が検査に不合格となったときは、この契約を解除することができる。

### (著作権等の取扱い)

第13条 この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いについては、約款第5条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原著作者の権利)に規定する権利を、目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、この契約により作成される目的物を改変し、任意の著作者名で任意に公表できるものとする。

(3) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができないものとする。

(4) 受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保されるものとする。この場合において、受託者は、委託者に対し、当該著作物について、委託者が契約の履行の目的物を使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、著作物の利用について設計図書で別段の定めをした場合には、その図書の定めに従うものとする。

3 受託者は、この契約によるすべての成果物が、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。ただし、委託者の責に帰すべき事由に起因する権利侵害となる場合は、この限りではない。

(最近改正：令和5年4月1日)

## 個人情報取扱特記事項

(令和5年4月)

### (個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市（以下「委託者」という。）がこの特記事項が付帯する契約（以下「この契約」という。）において個人情報を取り扱わせる者（以下「受託者」という。）は、個人情報の重要性を認識し、この契約による事務（以下「本件事務」という。）を処理するに当たっては、個人情報の保護に関する法律、横浜市個人情報の保護に関する条例その他の関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### （適正な管理）

第2条 受託者は、本件事務に係る個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、個人情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、本件事務に係る個人情報の管理責任者を選任しなければならない。

3 受託者は、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、本件事務に係る個人情報の取扱いに着手する前に前3項に定める管理責任体制、安全対策その他の安全管理措置について、安全管理措置報告書（第1号様式）により委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、前項の規定により報告した事項に関し、委託者が理由を示して異議を申し出した場合には、当該異議に関する事項を変更しなければならない。この場合において、当該変更に経費を要するときは、その費用負担は委託者と受託者とが協議して決定する。

### （従事者の監督）

第3条 受託者は、本件事務の処理に従事している者が本件事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### （収集の制限）

第4条 受託者は、本件事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により個人情報を収集しなければならない。

### （禁止事項）

第5条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、本件事務に係る個人情報に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本件事務を処理する目的以外での利用
- (2) 複写又は複製（作業場所内において効率的に作業を進めるためにやむを得ないものを

除く。)

(3) 作業場所の外への持ち出し

(再委託の禁止等)

第6条 受託者は、本件事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の承諾を得て、本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合には、個人情報の保護に関し、本特記事項と同等の内容及び委託者が指示する事項について、当該第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再受託者」という。）との間で約定しなければならない。2以上の段階にわたる委託（以下「再々委託等」という。）を行う場合も、この例によるべきことを再受託者又はこれに類する者に求めなければならない。

3 再受託者が本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合にあっては、受託者は、当該第三者（会社法第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再々受託者」という。）における個人情報の取扱いに係る管理体制をあらかじめ確認し、当該確認内容を委託者に報告し、委託者の書面による承諾を受けた上でなければ、第1項ただし書の承諾に相当する承諾をしてはならない。再々委託等を行う場合も、同様とする。

4 業務内容が定型的であり、かつ、個人情報の漏えい等の危険性が低いものとして委託者が別に定める業務の委託（再委託及び再々委託等（以下「再委託等」と総称する。）を含む。）については、委託者が別に定める事項をあらかじめ委託者に報告した場合には、第1項ただし書の承諾及び前項に規定する受託者による承諾を要しない。

5 第2条第5項の規定は、前項に規定する報告について準用する。

(個人情報が記録された資料等の返還等)

第7条 受託者は、本件事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、委託者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

(報告及び検査)

第8条 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について報告を求めることができる。

2 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中少なくとも1年に一度、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、原則として作業場所において検査するものとする。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の事情により過分の費用を要した分については、委託者が負担する。

(事故発生時等における報告)

第9条 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修実施報告書の提出)

第10条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際に負う民事上の責任についての研修を実施し、研修実施報告書（第2号様式）を委託者に提出しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託する場合には、再受託者に対し、前項の研修を実施させ、同項の研修実施報告書を受託者に提出させなければならない。
- 3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された研修実施報告書を委託者に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第11条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受託者に対して損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 本件事務を処理するために受託者が取り扱う個人情報について、受託者の責に帰すべき理由による個人情報の漏えい等があったとき。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、本件事務の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受託者が再委託等をし当該再委託等先において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。

## 質問書

令和 年 月 日

横浜市契約事務受任者

住 所

商号又は名称

担当部署

担当者氏名

電話番号

契約件名 令和7年度災害共済給付金支給データ等作成業務委託

上記件名にかかる仕様（設計）書の内容等について、次のとおり質問します。

項目（ページ数等）	質問内容

（注意）仕様（設計）書の内容等について質問がある場合は、この用紙に質問内容を記載し、「発注情報詳細」に記載された質問締切日時までに、人権健康教育課あてに、電子メールにこの用紙を添付する形で送信すること。

## 公募型指名競争入札参加意向申出書

横浜市契約事務受任者

業者コード

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印※

次の指名競争入札に参加を申し込みます。

公表日	年　月　日	種目名
-----	-------	-----

(注意) 種目別に提出してください。

	契約番号	件　名
1		令和7年度災害共済給付金支給データ等作成業務委託
2		
3		
4		
5		

※押印を省略する場合のみ「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

本件責任者	部　署　名　(任意)	ふり 氏	がな 名
担当者	連　絡　先		
担当者	部　署　名　(任意)	ふり 氏	がな 名
担当者	連　絡　先		

(注意)

- 1 押印を省略し、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がない又は不備がある場合は、参加資格を満たさないものとする。
- 2 「本件責任者及び担当者」は必ず両方記載すること。両方記載がない場合は、参加資格を満たさないものとする。ただし、同一の人物である場合は「同上」でも可とする。
- 3 「本件責任者及び担当者」の在籍確認ができなかった場合は、参加資格を満たさないものとする。
- 4 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとする。

横浜市 使用欄	横浜市担当者名			
	本件責任者又は担当者在籍確認日時	年　月　日　時　分		
	確認方法	本人確認書類（　　　　　）・電話・メールアドレス FAX番号・その他（　　　　　）		
	本件責任者又は担当者の在籍確認した相手方の氏名			

## 委託業務経歴書

横浜市契約事務受任者

業者コード

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

契約番号 \_\_\_\_\_ 件名 令和7年度災害共済給付金支給データ等作成業務委託 \_\_\_\_\_

※一般競争入札の場合は、契約番号又は公告番号を記入してください。

上記案件について、次のとおり委託業務経歴があります。

注文者	受注区分	件名	業務内容	契約金額 (千円)	履行期間
	<input type="checkbox"/> 元請 <input type="checkbox"/> 下請				から まで
	<input type="checkbox"/> 元請 <input type="checkbox"/> 下請				から まで
	<input type="checkbox"/> 元請 <input type="checkbox"/> 下請				から まで

※ 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとする。

(注意) 1 案件ごとに提出してください。

2 設計図書に基づく業務又はこれと同種の業務について、完了したものを記載してください。

なお、注文者は、官公庁・民間を問いません。

3 下請業務等については注文者は元請者を記載し、その下に発注者を（ ）で記載してください。その場合、件名及び業務内容は、下請業務について記載してください。

# 入札（見積）書

年　月　日

横浜市契約事務受任者

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印※

次の金額で、関係書類を熟覧のうえ、横浜市契約規則を遵守し入札（見積）いたします。

金額		億	千	百	十	万	千	百	十	円
----	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

入札（見積）書には、消費税法第9条第1項規定の免税事業者であるか課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望価格の110分の100に相当する金額を記載すること。これによらない方法での入札（見積り）を指示された場合は、それに従うこと。

契約番号 \_\_\_\_\_

件 名 令和7年度災害共済給付金支給データ等作成業務委託

※押印を省略する場合のみ「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

本件責任者	部署名（任意）	ふり 氏	がな 名
	連絡先		
担当者	部署名（任意）	ふり 氏	がな 名
	連絡先		

(注意)

- 1 入札の場合、押印を省略し、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がない又は不備がある場合は、無効とする。
- 2 入札の場合、「本件責任者及び担当者」は必ず両方記載すること。両方記載がない場合は、無効とする。ただし、同一の人物である場合は「同上」でも可とする。
- 3 入札の場合、「本件責任者及び担当者」の在籍確認ができなかった場合は、無効とする。
- 4 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとする。
- 5 「横浜市契約規則」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。
- 6 契約番号は、ある場合に記入すること。ない場合には空欄でも可とする。

横浜市 使用欄	横浜市担当者名	
	本件責任者又は担当者在籍確認日時	年　月　日　時　分
	確認方法 (□随意契約のため、在籍確認不要)	通知書・申請書類・本人確認書類（ 電話・その他（ ））
	本件責任者又は担当者の在籍確認した相手方の氏名	